

**第 2 編**  
**災害予防計画 編**



## 序 災害予防計画の基本方針

第2編 災害予防計画編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、地震・津波災害、ダムにおける異常洪水、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害などあらゆる災害の発生を未然に防止するための予防計画に関するものである。本編では、次の基本方針に基づいて各種予防計画を定めるものとする。

### 1. 災害予防計画の構成

台風や大雨などによる風水害や地震・津波災害、火災及び危険物災害、不発弾等災害などのあらゆる災害の発生を未然に防止するため、さらに、災害が発生しても被害を最小限に止め、復旧及び復興しやすい構造とするための災害予防計画は、あらゆる災害において共通する項目が多いものである。

そのため、災害から村民の生命や財産の安全を確保するための予防対策は、「災害に強いむらの環境」、「災害に強い村民」、「災害対策における事前措置」について定め、その実施を図るものとする。

### 2. 減災目標

村及び県は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

### 3. 災害に強いむらの環境・・・むらづくり

村内の山地や河川などの村土基盤、並びに建築物及び土木構造物などに着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策で、主な内容は以下のとおりである。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ① 村土地盤、土木施設等の対策 | ② 地域の建築物の対策       |
| ③ 火災予防対策        | ④ 危険物・不発弾等予防対策    |
| ⑤ 気象観測体制の整備対策   | ⑥ 水防・消防及び救助施設整備対策 |

### 4. 災害に強い村民・・・ひとづくり

防災計画などを実行する人に着目し、各種災害についての意識や知識、行動力、組織力及び連携力を向上させ、災害に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするための対策で、主な内容は以下のとおりである。

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ① 防災知識の普及・啓発活動     | ② 自主防災組織の育成・活動 |
| ③ 防災訓練             | ④ 要配慮者の安全確保    |
| ⑤ 災害ボランティアの活動環境の整備 |                |

### 5. 災害対策における事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制や活動条件の整備に関する事前措置について定める対策で、主な内容は以下のとおりである。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ① 避難場所の整備 | ② 食料等備蓄対策 |
|-----------|-----------|

- ③ 防災業務用設備等の対策
- ⑤ 各種計画等の策定

- ④ 交通確保及び緊急輸送の対策

# 第1章 災害に強いむらの環境（むらづくり）のための計画

## 第1節 治山・治水対策計画

部署・関係機関	建設環境課、各関係課
---------	------------

### I 基本方針

災害に強いむらづくりの一環として、山地や河川及び海岸に対して、治山治水対策や砂防対策及び海岸防災対策などの村土保全事業について、国や県と協力して促進していくものとする。

### II 実施内容

#### 1. 治山対策

##### (1) 現況・危険区域

森林原野が村土の約8割を占める本村にあつては、保安林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、山地治山総合対策事業や水源地域等保安林整備事業等を促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める。

県により本村の山腹崩壊危険地区は6箇所、崩壊土砂流出危険地区は23箇所、計29箇所とされており、直接保全対象施設として、人家や公共施設、道路等があげられている。

#### ■山腹崩壊危険地区

危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
303	10	無	2	一部既成	東村	宮城	29	1	県道
〃	20	〃	0.5	未成	〃	有銘	20		農道
〃	30	〃	0.4	無	〃	慶佐次	12	2	市町村道
〃	40	〃	0.6	〃	〃	有銘	4	2	〃
〃	50	〃	1.6	〃	〃	〃	15		〃
〃	60	〃	2.4	〃	〃	〃	7		〃

#### ■崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業進 捗状況	位置		直接保全対象施設		
市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
303	10	有	2.4	一部既成	東村	高江	3		農道
〃	20	〃	7.6	〃	〃	宮城	5	1	県道
〃	30	〃	3.6	〃	〃	〃	20	1	〃
〃	40	〃	10.1	〃	〃	川田			〃
〃	50	〃	2.1	既成	〃	〃	15	1	市町村道
〃	60	〃	10.8	〃	〃	平良	30	2	県道
〃	70	〃	5.8	〃	〃	〃			市町村道
〃	80	〃	5	〃	〃	〃			県道
〃	90	〃	7.2	〃	〃	〃	34		〃
〃	100	〃	2.4	〃	〃	慶佐次	25	1	〃
〃	110	無	2.4	未成	〃	〃			〃
〃	120	〃	1.2	〃	〃	〃			〃
〃	130	有	7.9	一部既成	〃	有銘	32		市町村道
〃	140	〃	4.2	〃	〃	〃	34	1	県道
〃	150	〃	5.5	〃	〃	〃	23		市町村道

危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業進 捗状況	位置		直接保全対象施設		
市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
〃	160	無	1.4	未成	〃	〃	23		〃
〃	170	有	1.4	一部既成	〃	〃	6		県道
〃	180	〃	1.62	既成	〃	〃			〃
〃	190	〃	1.62	一部既成	〃	〃			〃
〃	200	無	1.8	無	〃	平良			〃
〃	210	〃	2.4	〃	〃	〃			〃
〃	220	〃	3.3	〃	〃	慶佐次			市町村道
〃	230	有	3.12	一部既成	〃	宮城			県道

資料：沖縄県地域防災計画 令和3年6月

(2) 対策

森林の持つ公益的機能を確保するため、森林を保安林に積極的に指定し、併せて、森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第7号の規定に基づき沖縄北部地域森林計画において、保安林の整備及び保安施設事業に関する計画を定め、計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

- ① 防風・防潮機能回復及び強化
- ② 森林の水源かん養及び山地災害防止機能の強化
- ③ 山地災害危険地区等における治山対策
- ④ 海岸防災林の整備

また、本村においても、山腹崩壊による危険地区が把握されていることから、事業促進に努めるものとする。また、村独自に危険が予想される箇所についての調査及び対応策を検討し、必要な整備措置等の事業については推進するものとする。

2. 治水対策

(1) 危険区域

本村には3水系8河川が県管理の二級河川と指定されているが、その他中小6河川が存在している。村は常に河川状況を把握するとともに、住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については50年確率降雨量を、その他の河川については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。

慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

■ 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

水防管理 団体名	河川名	水防区域		危険と予想される 主な区域		予想され る危険	予想される被害の程度			
		延長	区域	延長	区域		家屋	耕地	人口	面積
東村	有銘川	1.8 km	上流1.8km～河口	1.8 km	東村	溢水	120 棟	28.0 ha	— 人	35.0 ha

●資料編 資料 6-1 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

■ 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

水防管理団体名	河川名	水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		延長	区域	延長	区域		家屋	耕地	人口	面積
東村	福地川	3.1 km	東村河口上流 2.6km～河口	1.0 km	東村	溢水	2 棟	21.6 ha	8 人	26.8 ha

●資料編 資料 6-3 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

■ 二級河川指定区域

水系名	河川名	指定区間		指定延長	流域面積	指定年月日
福地川	沢又川	左岸	東村字高江国国有林 16 林班ろ小班地先から福地川に至る	4,500 m	5.62 km <sup>2</sup>	昭和50年11月27日
		右岸	東村字高江国国有林 14 林班ろ小班地先から福地川に至る			
福地川	大沢川	左岸	東村字高江国国有林 16 林班イ小班地先から福地川に至る	1,700 m	0.8 km <sup>2</sup>	昭和50年11月27日
		右岸	〃			
福地川	大泊川	左岸	大沢川合流点から海に至る	750 m	0.14 km <sup>2</sup>	昭和50年11月27日
		右岸	〃			
福地川	藍川	左岸	東村字川田国国有林 5 林班に小班地先から福地川に至る	3,000 m	4.3 km <sup>2</sup>	昭和50年11月27日
		右岸	東村字川田国国有林 4 林班ほ小班地先から福地川に至る			
福地川	内福地川	左岸	東村字宮城国国有林 8 林班ぬ小班地先から福地川に至る	2,800 m	5.22 km <sup>2</sup>	昭和50年11月27日
		右岸	東村字宮城国国有林 6 林班ろ小班地先から福地川に至る			
福地川	福地川	左岸	東村字高江高原 466-1 地先から海に至る	12,300 m	36.00 km <sup>2</sup>	昭和15年12月10日 昭和47年5月6日変更
		右岸	〃			
新川川	新川川	左岸	東村字高江高原 466 番地先から海に至る	6,200 m	11.31 km <sup>2</sup>	昭和47年5月6日
		右岸	〃			
有銘川	有銘川	左岸	東村字有銘福地原 386 番地々先から海に至る	1,800 m	3.33 km <sup>2</sup>	昭和47年5月6日
		右岸	東村字有銘福地原 368 番地々先から海に至る			

資料：沖縄県水防計画

（2）浸水想定区域の指定と周知

① 浸水想定区域指定の対策

村は浸水想定区域の指定があったときは、避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があ

った施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は村防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

#### ② 避難確保の事前周知・広報対策

村防災計画において定められた避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、村長はこれらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

#### ③ 普及・啓発

村は、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

#### ④ 施設管理者等の役割

##### ア) 要配慮者利用施設の所有者・管理者

村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

##### イ) 大規模工場等の所有者・管理者

村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

## 第2節 土砂災害予防計画

部署・関係機関	建設環境課、各関係課
---------	------------

## I 基本方針

本村は、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所があり、安全を確保するため整備を図る。

## II 実施内容

## 1. 危険区域等

山林や河川の多い本村には、砂防指定地が16箇所、土石流危険溪流が7箇所、急傾斜崩壊危険箇所が17箇所指定されている。

## ■ 砂防指定地

河川名	溪流名	位置		面積 (ha)	被害対象			指定年月日
		市町村	大字		人家 (戸)	耕地 (ha)	公共施設	
有銘川	有銘川	東村	有銘	17.30	100	10	学校・県道	昭和47年11月14日
〃	〃	〃	〃	1.48	100	10	〃	49年1月7日
〃	川上川	〃	〃	2.05	100	10	学校・県道	55年1月30日
有銘川	フオキマタ川	東村	有銘	1.41	20	3	〃	57年12月2日
石田川	石田川	〃	〃	4.16	132	15.8	道路・橋梁	平成8年2月5日
伊是名川	伊是名川	〃	〃	2.71	20	4	—	昭和61年1月29日
〃	〃	〃	〃	0.64	20	4	県道	62年3月16日
〃	〃	〃	〃	0.58	20	4	道路	63年11月8日
フエガッタ川	フエガッタ川	〃	川田	3.26	15	2	〃	〃
〃	〃	〃	〃	2.42	40	10	〃	平成4年12月8日
右支川	右支川							
平良川	平良川	〃	平良	4.43	20	3	道路	昭和55年1月30日
〃	〃	〃	〃	0.04	20	3	〃	63年11月8日
〃	〃	〃	〃	0.07	20	3	〃	平成元年10月11日
〃	〃	〃	〃	3.55	20	3	〃	12年5月16日
慶佐次川	慶佐次川	〃	慶佐次	5.91	30	7	道路	4年3月25日
サン川	サン川	〃	川田	26.12	13	14	橋梁・道路	4年3月13日

●資料編 資料6-4 土砂災害危険溪流  
資料6-5 砂防指定地一覧表 土砂災害危険区域  
資料6-6 急傾斜地崩壊危険箇所

## ■ 土砂災害危険箇所の現況

急傾斜地崩壊危険箇所			地すべり 危険箇所	土石流危険溪流		
I	II	III		I	II	III
11 (1)	6 (2)	-	-	5	2	-

資料：沖縄県水防計画 令和3年6月

( ) は指定外箇所数

## 2. 土砂災害対策

危険区域の地域住民への周知徹底や警戒避難体制の確立とともに、砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出、傾斜地崩壊、地すべり防止に努める。また大雨時や台風接近時には巡回監視し状況把握に努める。

## 3. 土砂災害警戒区域

### (1) 計画

県が国（国土交通省）とともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する（県地域防災計画より）ものとしており、本村においても危険箇所への事業を促すよう努めるものとする。

### (2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域および警戒避難体制整備等

#### ① 土砂災害警戒区域

村は、土砂災害のおそれのある区域を県へ情報提供し、県は、これをうけて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

村は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第7条に基づき、県により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、ハザードマップ等により住民に周知する。

なお、警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、施設ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該施設における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

#### ② 警戒避難体制の整備等

村防災会議又は村は土砂災害防止法（第8条）に基づき、県により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、次に掲げる事項を定める。

ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として村長が行う土砂災害に関する避難訓練の実施に関する事項

エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ) 救助に関する事項

カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

③ 土砂災害特別警戒区域

村は、土砂災害のおそれのある区域を県へ情報提供し、県は、これをうけて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

村は県と協力し、当該土砂災害特別警戒区域において次の措置を講ずるよう努める。

ア) 住宅地分譲地、社会福祉施設等の為の開発行為に関する許可

イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

④ 土砂災害特別警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布

村は、土砂災害特別警戒区域に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

## 第3節 高潮等対策計画

部署・関係機関	各関係課
---------	------

## I 基本方針

本村は地形が全体的に海へ向かって緩やかに傾斜しており、また地区や基幹道路が海岸に接しているため台風の接近に伴い高潮等の被害を受けやすい。現在、海岸保全区域として慶佐次海岸及び平良海岸や照久海岸、海岸の危険区域として平良地区及び有銘地区が指定されている。

主要幹線道では隣接している住宅も多く、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設しているが、保全機能として不十分もしくは未整備の箇所もあることから、災害予防としての整備強化を図るため、国や県と協力をして促進していくものとする。

## II 実施内容

## 1. 高潮防災施設の整備

## (1) 危険区域

本村の高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

## ■ 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

水防管理団体名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長	区域	延長	区域		家屋	耕地	面積
東村	東海岸	4,200m	平良, 有銘地区	2,070m	平良, 有銘地区	越波	65棟	28.3ha	0.8ha

●資料編 資料6-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

## ■ 国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域

所轄	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日
北部土木事務所	平良海岸	東村平良	2,400	昭和55年1月28日
	照久海岸	東村照久	746	昭和51年6月3日
	平良湾海岸	東村伊是名	348	平成23年9月20日

## ■ 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域

所轄	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日
北部農林水産振興センター	慶佐次	東村慶佐次	1,840	昭和50年11月27日

## ■ 水産庁所管海岸保全区域

所轄	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日
北部農林水産振興センター	慶佐次	東村慶佐次	1,360	昭和50年11月27日

**（2）対策**

- ① 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- ② 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- ③ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- ④ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- ⑤ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- ⑥ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

**2. 警戒避難体制の整備**

村は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）、避難情報に関するガイドライン（内閣府、令和3年5月）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

## 第4節 建築物等の災害予防計画

部署・関係機関	総務財政課、建設環境課、福祉保健課
---------	-------------------

### I 基本方針

風水害、火災等による建造物の災害の防御及び耐震性の向上を図るため、「建造物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進、建造物被害の減少を図る。

### II 実施内容

#### 1. 建築物の適切な維持保全と耐風・耐震対策の促進

村は、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標（村所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）の達成に向け、村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

#### 2. 公共建築物の耐風・耐震及び耐火対策

公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐震、耐水、耐浪及び耐火対策を進める。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止・落下物対策等、耐風・耐震対策などを優先的に行う。

#### 3. 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

#### 4. 公共建築物の不燃堅牢化促進

本村は、今後建設される公共建築物については、設計段階から不燃堅牢化を促進する。

#### 5. 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

#### 6. ブロック塀対策

本村は、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

**（1）調査及び改修指導**

ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

**（2）指導及び普及啓発**

県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

## 第5節 火災予防計画

部署・関係機関	建設環境課、各関係課、消防本部
---------	-----------------

## I 基本方針

火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

## II 実施内容

## 1. 火災危険箇所の把握

村及び国頭地区行政事務組合消防本部は、防火対象物を把握し、消防設備などの設置や維持、防火基準適合表示制度の普及に努めるとともに、予防査察や火災予防運動など防火意識の高揚を図る。

## ■ 東村用途別防火対象物数

令和2年12月現在

番号	用途項目	対象物数	番号	用途項目	対象物数
1	劇場・映画館・観覧場	1	8	保育所・デイサービス	3
2	公会堂・集会場	8	9	幼稚園・特別支援学校	0
3	百貨店・マーケット	2	10	小中高等学校等	5
4	旅館・ホテル	8	11	図書館・博物館	3
5	寄宿舍・共同住宅	2	12	工場・作業場	9
6	病院・診療所	2	13	前各号に該当しない事業所	4
7	社会福祉施設	3	14	特別複合用途対象物	3

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

## 2. 消防施設・設備の整備促進

消防車両や水利設備等の整備促進を図る。

## ■ 東村消防水利設置状況

令和2年3月現在

字 名	消火ホース 格納箱	消火栓 (65mm)	防火水槽
高 江	4	8	1
宮 城	5	14	2
川 田	3	15	0
平 良	2	5	1
伊 是 名	1	3	0
字出那覇	2	17	1
慶 佐 次	3	11	0
有 銘	5	16	0
合 計	25	89	5

■ 国頭地区行政事務組合消防本部現有消防車両の状況

令和3年10月1日現在

配備	車番	メーカー	車別	ポンプメーカー	乗車人員	総排気量 cc	積載水 (ℓ)	購入年月
消防署	国頭ポンプ1	日野	水槽付ポンプ車	日本機械	6	5,120	2,000	H31.3
	国頭ポンプ2	日野	水槽付ポンプ車	モリタ	3	8,860	10,000	R1.6
	国頭救助1	日野	救助工作車		6	8,860		H26.3
	国頭救急1	トヨタ	高規格救急車		7	2,690		H28.11
	国頭救急2	トヨタ	高規格救急車		7	2,690		R3.3
	国頭指令1	マツダ	指令者		8	1,990		H29.9
	国頭積載1	トヨタ	資機材搬送車		6	2,980		R3.3
	国頭積載2	日産	資機材搬送車		5	1,590		H25.8
	消防団車両	いすゞ	小型動力ポンプ付積載車 (消防団)		6	2,990		H22.9
	事務車	日産	事務車		8	1,990		H23.6
	事務車(軽)	ダイハツ	事務車(軽)		4	650		H29.8
	救急広報車	日産	救急普及啓発広報車		7	4,470		H26.11
	国頭予防1	スズキ	予防車		4	1,460		R2.6
	分遣所	東ポンプ1	いすゞ	水槽付ポンプ車	日本機械	6	5,190	2,000
東ポンプ2		日野	水槽付ポンプ車	モリタ	6	8,860	5,000	R1
国頭タンク1		いすゞ	小型動力ポンプ付水槽車	日本機械	2	14,250	10,000	H16.2
東救急1		トヨタ	高規格救急車		7	2,690		H27.3
消防団車両		日産	防災活動車(消防団車)		4	650		H30.12
東積載1		三菱	積載車		3	2,990		H31.2
駐在所	楚洲タンク1	いすゞ	小型動力ポンプ付水槽車	日本機械	2	7,790	5,000	H23.12
	楚洲輸送1	日産	資機材搬送車		8	2,480		H24.3

■ 国頭地区行政事務組合消防本部現有船舶の状況

令和3年10月1日現在

配備	船名	メーカー	全長	購入年月	仕様
消防署	くいな5	ヤマハ	2.92m	R3.7	水上バイク
分遣所	くいな6	浜口ウレタン	3.74m	H31.2	救助艇

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

●資料編 資料8-1 消防車両の状況

資料8-2 現有船舶の状況

資料8-3 消防水利設置状況

3. 消防力・消防体制等の拡充強化

村及び国頭地区行政事務組合消防本部は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

**（1）消防教育訓練の充実強化**

消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

**（2）消防制度等の確立**

消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

**（3）消防体制の充実・指導**

消防広域化の促進（消防指令センターの整備を含む）及び消防団の体制強化を図る。

**（4）消防施設、整備の整備促進**

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

**4. 火災予防査察・防火診断****（1）特定防火対象物等**

村及び国頭地区行政事務組合消防本部は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

また防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

**（2）一般住宅**

村及び国頭地区行政事務組合消防本部は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

**5. 消防施設の整備拡充****（1）消防水利の多様化等**

村は、防火水槽、耐震性貯水槽の設備や配備が不十分である地域においては、重点的に整備を推進するものとする。

**（2）情報収集・伝達システムの整備**

消防無線及び防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達システムの整備拡充を図る。

**6. 火災発生の未然防止****（1）火災警報の発令**

村長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が火災気象通報を発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

**（2）警報発令時における制限**

村長が、前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、その区域内にある者は、村の火気使用制限に従わなければならない。

## 第6節 林野火災予防計画

部署・関係機関	総務財政課、農林水産課、各関係課、消防本部
---------	-----------------------

### I 基本方針

森林の多い本村においてひとたび林野火災が発生すると、地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また貴重な森林資源を焼失することになるので、林野巡視の強化や防火施設の整備等林野火災防止対策を推進するとともに、村民の森林に対する愛護精神の高揚及び予防意識の普及を図り、健全な森林の保全に努めるものとする。

### II 実施内容

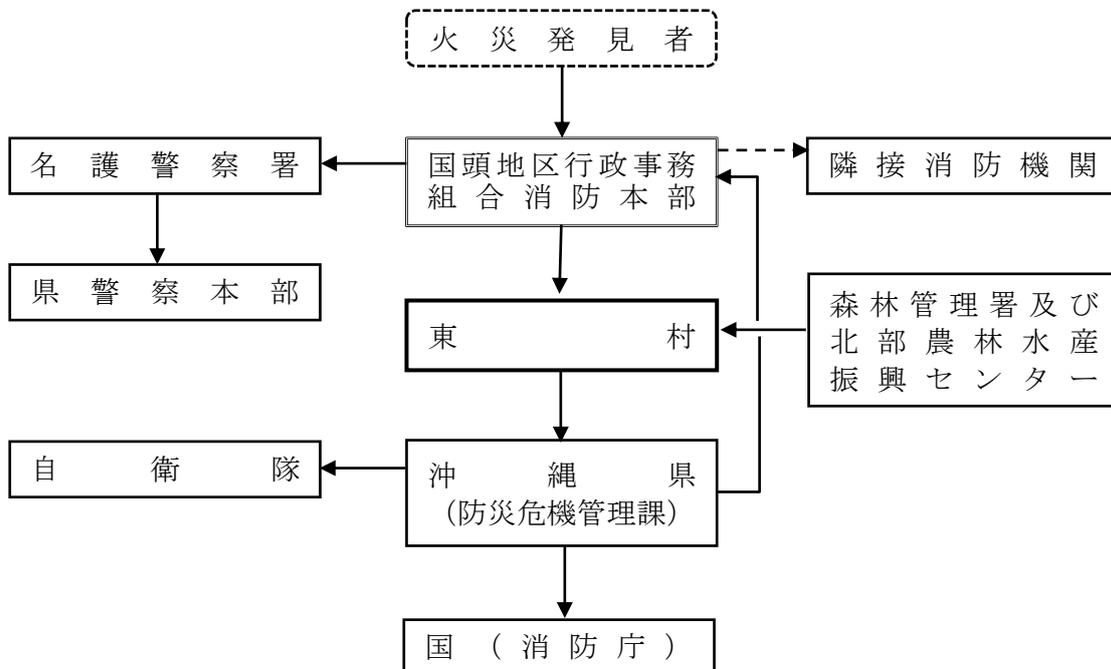
#### 1. 林野火災対策の予防

##### (1) 林野火災対策の推進

県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

村においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

#### ■ 通報連絡系統図



**（2）出火防止対策**

- ① 村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱や標板等の設置に努める。
- ② さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
- ③ 村及び森林管理者は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法及び東村火入れに関する条例等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- ④ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

**2. 林野火災対策用資機材の整備**

村は、国や県及び関係機関とともに、林野火災対策用資機材の整備に努める。

## 第7節 危険物等災害予防計画

部署・関係機関	消防本部、名護警察署、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会
---------	----------------------------

### I 基本方針

ガソリンや石油類等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止するものとする。

### II 実施内容

#### 1. 危険物施設等に対する指導

国頭地区行政事務組合消防本部は消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対して、立入検査や保安査察等を実施し、法令基準の適合確認を行うとともに、適宜災害予防上必要な指導を行う。

また危険物製造所等は、危険物施設の管理・点検・巡視基準等を定め、保安体制の強化に努める。

#### 2. 危険物運搬車両に対する指導

国頭地区行政事務組合消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行なわせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取り締まりを実施し、運転者への直接指導を行なう。

#### 3. 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行なう保安教育訓練について、必要な助言指導を行なう。

#### 4. 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

##### （1）火災、爆発等の防止対策

取扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### （2）危険物製造所の管理、点検

危険物製造所等の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行なう等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### （3）保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行なう等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

##### （4）保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

### （5）従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

## 5. 化学消防機材の整備

国頭地区行政事務組合消防本部において、化学車等の配置整備を図るよう努め、また、事業所における化学消火剤の備蓄を推進する。

## 6. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、村は国、県、公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。

### （1）高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

### （2）高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

## 7. 毒物劇物災害予防計画

村、国頭地区行政事務組合消防本部及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物・劇物に関して、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者、タンク等の貯蔵設備を有する施設を把握しておく。

### （1）方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

- ① 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- ② 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
- ③ 施設・設備の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- ④ 安全教育及び訓練の実施
- ⑤ 事故対策組織の確立

### （2）対策

県は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し、次の指導を行い、万全を期するものとする。

- ① 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- ② 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ③ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- ④ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震、

耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。

- ⑤ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

## 第8節 簡易・下水道施設災害予防計画

部署・関係機関	建設環境課
---------	-------

### I 基本方針

飲料水及び生活の用に供する水の安定した供給は、平常時はもとより災害が発生した場合において村民の生命維持を図るうえで特に重要となるものである。そのため災害が発生した場合に水道施設の被害を最小限にするよう、老朽施設等の点検や補修及び施設の耐震化を図るものとする。また被災時の復旧用水道資機材の確保並びに応急給水施設の整備を促進するものとする。

### II 実施内容

#### 1. 簡易水道施設災害予防計画

##### (1) 施設の防災性の強化

水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

##### (2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

#### 2. 下水道施設災害予防計画

##### (1) 施設の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

##### (2) 広域応援体制の整備

県では、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援する。

## 第9節 災害通信施設災害予防計画

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課、各電気通信事業者
---------	----------------------

## I 基本方針

村、県、医療機関及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

## II 実施内容

## 1. 通信施設災害予防計画

## (1) 村における予防計画

## ① 災害用情報通信手段の確保

村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

## ア) 代替手段等の確保

- a. 各電気通信事業者等が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- b. 携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

## イ) 冗長性の確保

- a. 無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- b. 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

## ウ) 電源の確保

- a. 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- b. IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

## エ) 確実な運用への準備

- a. 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- b. 情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- c. 災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- d. 非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- e. 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- f. 移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

## オ) その他の通信の充実等

- a. 県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- b. 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

## ② 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

ア) 被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集可能な体制をはかるため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等を導入した総合的な防災行政情報通信ネットワーク整備に伴い、本村におけ

る通信体制の整備を図るものとする。

- a. 村、消防本部、県出先機関等、防災関係機関に対するマルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。
- b. 村において、有線・無線による通信網の2ルート化を図る。
- c. 機動力を発揮する陸上移動局を各拠点に配置する。

イ) 防災行政無線の現行システムの保守・点検並びに追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

ウ) 県による防災相互通信用無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

### ③ 通信設備等の不足時の備え

村は、災害発生時に通信設備等の不足の事態を想定し、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

### ④ 停電時の備え及び平常時の備え

村は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

## (2) 各電気通信事業者における予防計画

### ① 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- ア) 大雨、洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐水対策を図る。
- イ) 暴風のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐風対策を図る。
- ウ) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行なう。
- エ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

### ② 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする

### ③ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のため、非常措置としての予防対策。

- ア) 回線の設置切替方法
- イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ウ) 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

## (3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

### ① 通信手段の確保

村、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保を図るものとする。

### ② 広域災害・救急医療情報システムの整備

村、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

## 2. 放送施設災害予防計画

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の措置を講じ万全を期するものとする。

- ① 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- ② 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- ③ 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- ④ その他、必要と認められる事項

## 3. 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

### （1）優先利用の手続き

村は、県及び関係機関と同様、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行ない、使用手続きを定めておくものとする。

### （2）放送施設の利用

知事及び村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

## 第10節 不発弾等災害予防計画

部署・関係機関	総務財政課、消防本部、名護警察署、自衛隊、中城海上保安部
---------	------------------------------

**I 基本方針**

不発弾処理体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。そのため、関係機関の連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

**II 実施内容**

## 1. 不発弾の処理体制

## (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、名護警察署を通じて県警察本部に発見届出を提出する。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行なう。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行ない弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等、比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- ⑥ 信管離脱作業は非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
  - ア) 本村で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
  - イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
  - ウ) 村長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

## (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者は、中城海上保安部へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、村長等から海上自衛隊沖縄基地隊指令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行なう。
- ② 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- ⑤ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
  - ア) 発見場所の所轄が本村の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
  - イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
  - ウ) 村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2. 関係機関の協力体制の確立

国、県、近隣市町村や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3. 不発弾に関する防災知識の普及指導

(1) 講習会

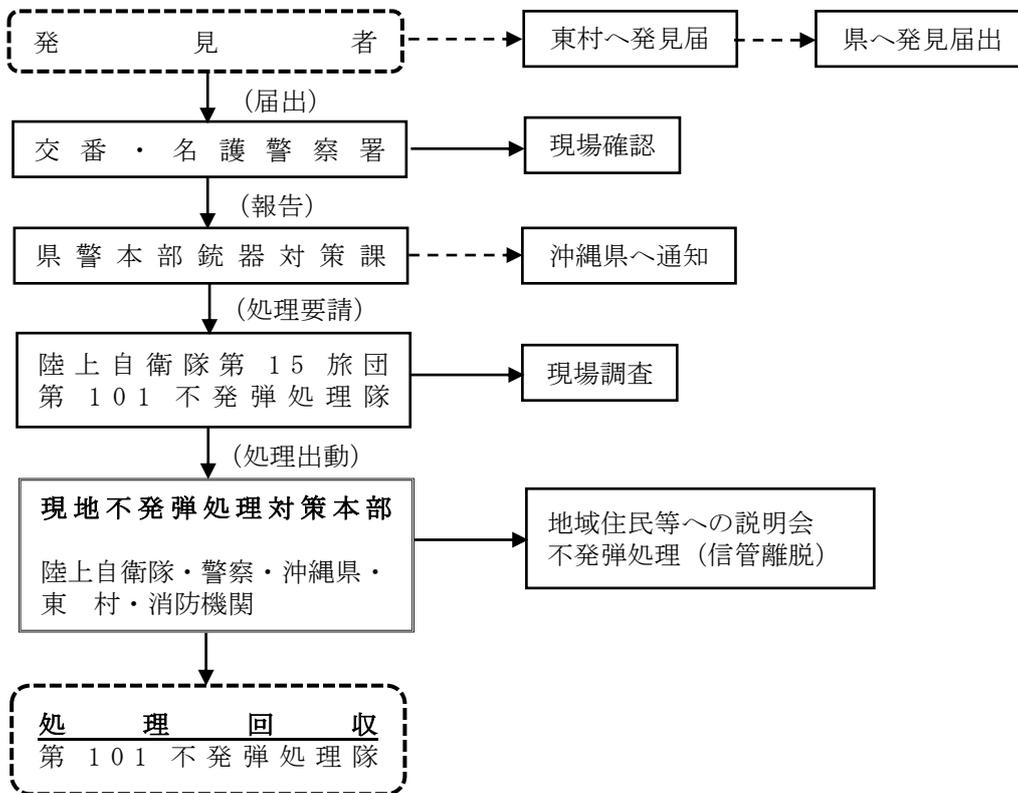
不発弾に関する村及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する知識を習得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

(2) 広報活動

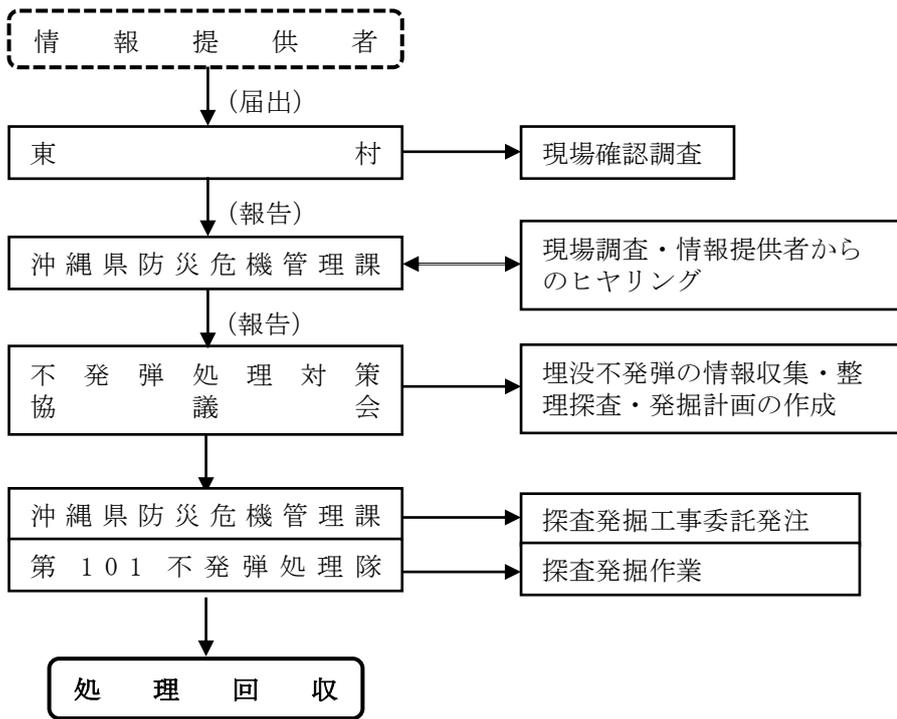
住民に対し、不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

4. 不発弾処理業務の流れ（陸上）

■ 発見弾



■ 埋没弾



以降「発見弾」の処理に準ずる

## 第11節 火薬類災害予防計画

部署・関係機関	消防本部、名護警察署、(一社)沖縄県火薬類保安協会 第十一管区海上保安本部
---------	--

### I 基本方針

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市町村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

### II 実施内容

#### 1. 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ① 村及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- ② 村及び関係機関は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

#### 2. 火薬類消費者の保安啓蒙

- ① 村及び関係機関は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓蒙を図る。
- ② 村及び関係機関は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

#### 3. 路上における指導取締の実施

村及び関係機関は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

#### 4. 火薬類による危害予防週間の実施

村及び関係機関は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

## 第12節 文化財災害予防計画

部署・関係機関	教育委員会
---------	-------

**I 基本方針**

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

**II 実施内容**

- ① 村、国及び県は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- ② 村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- ③ 村及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- ④ 村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- ⑤ 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。
- ⑥ 村及び県は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

## ■ 東村の指定文化財一覧表

種別	名称	指定区分	指定年月日	所在地
天然記念物	慶佐次湾のヒルギ林	国	昭和47年5月15日	字慶佐次慶佐次川の河川敷
〃	サキシマスオウノキ	村	昭和59年3月22日	字川田下福地
〃	オガタマノキ	村	平成13年1月30日	字有銘29-1

資料：東村村勢要覧

●資料編 資料5-6 指定・登録文化財一覧

## 第13節 農業災害予防計画

部署・関係機関	農林水産課
---------	-------

**I 基本方針**

農業災害予防のため、農地及び農業用施設の保全並びに防災営農の推進は、以下によるものとする。

**II 実施内容**

## 1. ため池等整備事業

## (1) 土砂崩壊防止工事

村及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

## (2) 老朽ため池等整備工事

村及び県は、本村に所在するかんがい用水溜池で、老朽化等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害をまねくおそれのある溜池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

## 2. 農地保全整備事業

村及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

## 3. 地すべり対策事業

地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

## 4. 防災営農の確立

## (1) 指導体制の確立

村及び県は、農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関や団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

また、各種防災研修を強化し、指導力の向上を図るとともに、各種防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

## (2) 営農方式の確立

村及び県は、農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあつては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

## 5. 住民への情報提供

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

## 第14節 気象観測体制の整備計画

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課、関係部署、沖縄気象台
---------	------------------------

**I 基本方針**

災害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

**II 実施内容**

## 1. 主要関係機関における気象観測体制の整備

村、県及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

## 2. 地震・津波に対する警戒避難体制・手段の整備

## (1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村は、津波危険地域及び住家に対し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

村及び県は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

## (2) 監視警戒体制等の整備

村は、災害発生時において、リアルタイムに災害状況等を把握し、緊急時の対応を支援する目的で防災監視カメラを設置している。

## ■ 村防災用監視カメラの設置状況

設置場所	監視目的
中央公民館	平良海岸の状況
慶佐次公民館（ヒルギ公園）	慶佐次川の状況
有銘公民館（有銘幼小学校グラウンド）	有銘川の状況
高江小学校	高江小学校の状況

## 第15節 水防、消防及び救助施設等整備計画

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課、関係部署、消防本部
---------	-----------------------

### I 基本方針

災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備等を平素より定期的な点検及び性能調査を実施するとともに、その整備充実を図る。

### II 実施内容

#### 1. 水防施設等

水防法の規定により、村は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

#### 2. 消防施設等の整備促進

村及び県は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽、海水、河川水稲の事前水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を申請し、逐次整備する。

#### 3. 救助施設

救急業務非実施市町村においては、消防法35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととする。

#### 4. 流出危険物防除資機材

村、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- ① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- ③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- ④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

※消防・救助資機材の状況については、第3章第4節を参照。

## 第16節 道路事故災害予防計画

部署・関係機関	建設環境課、農林水産課、漁港管理者
---------	-------------------

### I 基本方針

道路構造物の被災等により災害時の避難誘導及び交通輸送等を安全に行えるよう、平素より定期的な点検及び調査を実施するとともに補修・改良の防災対策を行う。

### II 実施内容

#### 1. 避難場所・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難場所、一時避難場所となる広場・公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難場所及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

#### 2. 防災上重要な道路の整備

##### (1) 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、既存集落の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、電柱の倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

#### 3. 道路事故災害予防

##### (1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

##### (2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については河川への雨水集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

① 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

② 耐震対応が必要な橋梁について、異常個所の補修・改良等の防災対策を行う。

##### (3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（臨時ヘリポート、漁港、水道施設、道の駅）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

##### (4) 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

**（5）道路啓開用資機材の整備**

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、道路啓開用資機材の確保に努める。

**（6）応急復旧体制の確保**

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定締結に努める。

また、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実働訓練に取り組む。

●資料編 資料3-1 村有車両一覧

資料3-2 緊急通行車両事前届出書

資料3-3 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

資料3-4 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）

**4. 漁港整備事業****（1）漁港整備事業の実施**

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震・津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、村の漁港において、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能確保に努める。

**（2）応急復旧体制の確保**

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設事業者等との協定と締結等に必要な対策を講じる。

## 第17節 津波に強いむらの形成

部署・関係機関	建設環境課、農林水産課、漁港管理者
---------	-------------------

### I 基本方針

津波に強い村づくりのため、以下の点を踏まえ沿岸部の土地利用、建築物の土木構造物等の設計及び各種計画等を実施する。

### II 実施内容

#### 1. 津波に強いむらの形成

##### (1) 村づくり

最大クラスの津波に備えるため、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのむらづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。

##### (2) 津波浸水想定

最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。

##### (3) 避難の方法

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。

特に、津波到着時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

##### (4) 村の計画

村や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

1) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

2) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

3) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水昨日の確保に努める。

4) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化などの、津波に強いむらの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

5) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署などの災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

6) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

## 第18節 海岸保全施設対策

部署・関係機関	建設環境課、農林水産課
---------	-------------

### I 基本方針

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。

### II 実施内容

- (1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
- (2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
- (3) 背後地の状況等を考慮して。設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、総廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震化の強化を推進する。

## 第2章 災害に強い村民（ひとづくり）のための計画

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等会社の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体として防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組により、災害に強い人材の育成を図る。

## 第1節 防災知識の普及・啓発計画

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課
---------	-------------

### I 基本方針

災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが日頃から防災についての認識を高め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する。

### II 実施内容

#### 1. 職員に対する防災教育

##### (1) 村防災担当者研修

村の防災担当者は、県や防災関係機関・団体が行なう防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本村の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

##### (2) 防災関係機関職員の教育

防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各課・関係団体における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- ①国等の実施する防災研修会、防災関係講演等に積極的に職員を派遣する。
- ②災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の参加等を行う。
- ③防災担当専門職員を養成する。

##### (3) 消防教育

国頭地区行政事務組合消防本部において、消防職員及び消防団員ごとに各々所要の教育計画を定めて実施する。

##### (4) 民間等の人材確保

村及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

#### 2. 防災上重要な施設の管理者等の教育

##### (1) 防火管理者講習

村は、国頭地区行政事務組合消防本部が中心となって行われる防火管理の普通講習について、実施時期や実施内容等を消防法第8条に定める防火対象物の防火管理者へ周知するとともに参加を呼びかけ、有識者の拡大を図るよう努めるものとする。

国頭地区行政事務組合消防本部は、防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

## （2）消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。県は村と連携し適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、村は適正数の確保・強化を図る。

## 3. 村民への防災知識の普及

防災知識の普及は関係機関の協力を得て次のことを行う。

### （1）防災訓練による防災知識の普及・教育

防災関係機関の協力等により総合防災訓練等を実施し、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。

### （2）海拔表示板設置・防災マップ及び配布による防災知識・対策の普及

防災知識や安全対策のほか、各地区単位における避難所や避難路、災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布する。また、海拔表示板設置を行う事により防災意識の高揚を図る。

### （3）防災・火災予防週間における防災知識の普及

「防災週間」や「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図る。

### （4）報道機関、一般広報誌等による普及

新聞やラジオ、テレビ等の放送、また一般広報誌やその他の刊行物、インターネット等による防災知識の普及を図る。

### （5）祭り・イベント等における防災知識の普及

夏まつり、産業まつり等、多数の住民が集積する祭りや各種イベント等を通じて、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行なう。

### （6）講演会、研修会の開催

災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識の普及を図る。

### （7）学校教育・社会教育における防災知識の普及・教育

#### ① 学校教育

学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じた防災知識の普及に努めるものとする。

#### ② 社会教育

公民館等の社会教育の拠点施設を中心に、研修、集会、必要に応じて訪問活動を通じ、防災知識の普及に努めるものとする。

### （8）気象台の役割

#### ① 緊急地震速報

沖縄気象台は、村や県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの

到達に間に合わないこと。) や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

### ②地震関連

沖縄気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、村や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、村民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

### ③津波関連

沖縄気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、村や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

また、津波フラッグに関する自治体における運用等については「『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン」（令和2年6月気象庁策定）を参考とするよう周知を進める。

ア) 避難行動に関する知識（強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があることなど）

イ) 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など）

ウ) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

エ) 津波警報等の発表時にとるべき行動

オ) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

カ) 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識

### ④風水害関連

沖縄気象台は、沖縄県や東村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

## (9) 災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

## 4. 企業防災の促進

### (1) 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化

の促進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

## （2）村及び県の支援

村及び県は、事業者における取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、村は、企業を地域コミュニティーの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 5. 地区防災計画の普及等

### （1）地区防災計画の位置づけ

本村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、村防災会議は村防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

### （2）地区防災計画の普及

村及び県は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

## 第2節 初動体制の強化

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課、関係部署
---------	------------------

## I 基本方針

突然発生する災害に村が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や村における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、村として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

## II 実施内容

## 1. 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。
災害対策職員用携帯電話の拡充	地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。
24時間体制等の整備	地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。
執務室等の安全確保の徹底	勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

## 2. 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

実施事項	実施内容
庁舎等の耐震性の確保	災害対策本部（本庁）設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策及び庁舎内の備品、設備等の転倒・落下防止策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。
災害対策本部機能の充実・強化	災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、最低72時間以上持続可能な非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。
災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成	震災時に速やかに災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを整備する。
災害対策本部職員用物資の確保	災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

## 3. 情報分析体制の充実

村及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

## 4. 災害対策実施方針の備え

村及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

### 第3節 防災訓練計画

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課、関係課、関係機関
---------	----------------------

#### I 基本方針

各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、村、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

#### II 実施内容

##### 1. 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

##### 2. 総合防災訓練等

###### (1) 総合防災訓練

大規模災害を想定し、主に危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関も含む。）の総合防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、可能な限り他の関係機関と合同で行なうものとする。

###### ① 実施時期

上記各種の基礎訓練を有機的に組み合わせ、防災関係機関と合同による総合的な訓練を少なくとも年に1回、防災の日（9月1日）もしくはその前後の期間において実施するものとする。

###### ② 実施場所

過去の災害状況や災害想定を考慮し、関係機関と協議のうえ決定する。

###### ③ 参加機関

村、自治会、地域活動団体（婦人会、青年会、老人会等）、防災関係機関等、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

大規模な訓練には、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び社会教育関係団体が主催となり、村は関係機関及び村民への積極的な参加を促すことが求められる。

**④ 訓練の主な種目**

- ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- イ) 水防訓練（洪水や浸水、高潮・津波等への対応）
- ウ) 救出、救護訓練
- エ) 炊き出し訓練
- オ) 感染症対策訓練
- カ) 輸送訓練
- キ) 通信訓練
- ク) 流出油等防除訓練
- ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- コ) その他必要に応じて定めるものとする

**⑤ 訓練のための交通規制**

村は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限することができるものとする。

**（2）職員参集訓練**

非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

**（3）訓練後の評価**

訓練終了後に訓練の評価を行ない、応急対策上の問題点や改善点等を見直すとともに今後の課題を整理し、必要に応じて体制等の改善を行なうものとする。

**（4）複合災害訓練**

村、県及び防災関係機関は、地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練に努める。

**2. 各種防災訓練****（1）消防訓練**

消防活動技術の向上を図るため、参加者が身近な消防活動が行えるよう地区単位での訓練を考慮し、公民館、学校、郵便局、診療所及び福祉施設等の公共・公益施設、宿泊施設や商店等多くの人が集積する場所を対象として、消防機材等を利用した総合演習の実施に努めるものとする。

**（2）非常通信訓練**

災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき、訓練を実施する。

**（3）職員参集訓練**

村及び県は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

### 3. 地域防災訓練等の促進

村及び県は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、地区・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施する。

## 第4節 自主防災組織育成計画

部署・関係機関	総務財政課、住民課、関係課、関係機関
---------	--------------------

### I 基本方針

災害に対処していくには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と心構えを持ち連帯意識に基づき、地域住民が主体的に防災活動を行なう体制を確立することが重要であり、より有効な防災対策となる。

また、自主防災活動を効果的に行なうためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねるなど組織の育成が必要である。特に本村においては地区毎に孤立した形態となっており、災害時における初動期の自主的な活動が重要となるため、各地域において自主防災組織の組織化を推進し、育成強化を図るものとする。

### II 実施内容

#### 1. 自主防災組織整備計画の策定

村防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

#### 2. 住民の防災意識の向上

村は、住民に対する防災意識の普及、及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレット等の作成、また講演会の開催等を積極的に取り組むものとする。

#### 3. 組織の編成単位・組織づくり

##### (1) 組織編成単位

本村において、住民が防災活動を推進する上で適正な規模としては基本的に以下の住民が協議することで設置するものとする。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行なうことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

##### (2) 組織づくり

###### ① 自治会組織

自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

###### ② 防災活動推進団体等

何らかの防災活動を行なっている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。

###### ③ 地域活動団体

婦人会、青年会、PTA等の地域活動を行なっている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

#### 4. 活動計画の制定

組織が効率的な活動を実施できるよう、地域の規模及び態様を十分活かした具体的な活動計画を策定する。

#### 5. 防災組織の基礎活動

##### （1）平常時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 防災資機材の備蓄
- ④ 防災リーダーの育成
- ⑤ 要配慮者の情報把握

##### （2）災害時の活動

- ① 災害情報の収集、伝達
- ② 責任者等による要配慮者に配慮した避難誘導
- ③ 出火防止
- ④ 救出救護
- ⑤ 給食・給水

#### 6. 資機材の整備

村は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行なう。

#### 7. 活動拠点の整備

村は、平常時において自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難・備蓄の機能を有した、活動の拠点となる施設の整備を図る。

#### 8. 組織の結成の促進と育成

##### （1）消防団との連携

村及び県は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ① 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- ② 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

## 第5節 要配慮者の安全確保計画

部署・関係機関	総務財政課、福祉保健課、関係課、関係機関
---------	----------------------

## I 基本方針

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備しておくことが重要である。

特に避難行動要支援者については、事前の避難計画の策定等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制の整備に努める。

## II 実施内容

## 1. 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るため、以下の対策を講ずる。

## (1) 防災計画への位置づけ

村は、災害発生時に遅滞なく対応するため、要配慮者の避難対策等について施設管理者、村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を村防災計画に定めるものとする。

## ■ 土砂災害警戒区域・浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	住所	施設種別	避難場所	TEL	FAX
1	有銘幼稚園	有銘1番地	学校	有銘公民館 本字団地高台	0980-43-2061	0980-43-2017

## ■ 水防法（洪水浸水想定区域）に基づく要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	住所	施設種別	避難場所	TEL	FAX
1	東村山と水の生活博物館	川田61-1番地	博物館	川田農村公園 東幼小中学校グラウンド	0980-43-2061	0980-43-2017

●資料編 資料6-9 要配慮者利用施設一覧

## (2) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また施設自体の崩壊、火災発生を防止するため、施設や附属設備等の整備、常時点検に努めるものとする。

## (3) 地域社会との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制を図るものとする。

## (4) 緊急連絡先の整備

要配慮者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう緊急連絡先の整備を行なう。

## (5) 災害用備蓄の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

例) 乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食料の確保に努めるものとする。

#### (6) 避難行動要支援者名簿の整備

要配慮者を災害から保護するため、確実に避難誘導が取れるよう整備を行うものとする。

### 2. 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全確保の面から日頃の十分な防災対策を講じておくことが必要である。

#### (1) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設管理者は、災害時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、施設管理者は施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないような施設及び設備等の整備を図るとともに、点検を常時行なう。

### 3. 在宅で介護を必要とする村民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害及び判断能力の減退等による移動困難等、災害時の安全確保が困難であることから防災上の対策及び体制の整備を図るものとする。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても、生活環境の面から防災上の特別な配慮を必要とする。

#### (1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和3年5月 内閣府）に基づくものとする。

##### ① 避難行動要支援者の範囲

- ア) 介護保険の認定区分が要介護認定3以上の者
- イ) 身体障害者手帳を所持しているもののうち、次の項目に該当する者
  - ・ 肢体不自由（1級又は2級）
  - ・ 視覚障害（1級又は2級）
  - ・ 聴覚障害（1級又は2級）
- ウ) 精神障がい者保健福祉手帳を所持している者
- エ) 療育手帳を所持している者
- オ) 難病患者のうち自力避難ができない者
- カ) 70歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- キ) 70歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ク) その他、特に支援が必要と認められる者

- ② 避難支援等関係者
  - ア) 自治会
  - イ) 自主防災組織
  - ウ) 民生児童委員
  - エ) 消防団
  - オ) 社会福祉協議会などの関係機関団体
  - カ) 名護警察署
  - キ) 国頭地区行政事務組合消防本部
- ③ 名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
  - ア) 住民基本台帳
  - イ) 住民課より提供
  - ウ) 福祉保健課より提供
  - エ) 県福祉部局に提供依頼
  - オ) 社会福祉協議会に提供依頼
  - カ) 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）
- ④ 避難行動要支援者名簿の記載事項
  - ア) 氏名
  - イ) 生年月日
  - ウ) 性別
  - エ) 住所及び居所
  - オ) 電話番号その他の連絡先
  - カ) 避難支援等を必要とする事由
  - キ) その他、避難支援等の実施に関して必要と認める事項
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項
  - ア) 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。）
  - イ) 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。）
  - ウ) 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）
    - ※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する時期や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- ⑥ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講じる措置
  - ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
  - イ) 村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

- ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- カ) 受け取った避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を開催する。
- ⑦ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
- ア) 村は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
- イ) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。
- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
  - ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
  - ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。
- ウ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。
- ⑧ 避難支援等関係者の安全確保対策
- 村は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。
- 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。
- 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。
- (2) 防災についての指導・啓発
- 広報等を通じ、要配慮者はじめ家族、地域住民に対する啓発活動を行なう。
- ① 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発
- ア) 日常生活において、常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃からの防災対策を講じておくこと。
- イ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。
- ② 地域住民に対する普及・啓発
- ア) 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- イ) 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力すること。

### （3）緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

## 4. 観光客・旅行者等の安全確保

本村に来訪した観光客・旅行者等について、村、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

### （1）避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、ガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

### （2）観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

### （3）観光関連施設の耐震化促進

村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

## 5. 外国人の安全確保

国際化の進展に伴い、本村にも居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれるよう、県とともに本村における防災環境づくりに努めるものとする。

### （1）外国人への防災知識の普及

#### ① 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

また、多言語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

#### ② 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

### （2）地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防や防災訓練等への積極的な参加を促す。

### （3）外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

## 第6節 災害ボランティアの活動環境の整備

部署・関係機関	福祉保健課、関係課、関係機関
---------	----------------

### I 基本方針

大規模災害時には、村、防災関係機関とボランティアがともにいかに活動するかが、その後の救援・復興を左右することが阪神・淡路大震災で証明された。そのために、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業等が普段から取り組むべき計画等を記載する。

### II 実施内容

#### 1. ボランティア意識の醸成

##### (1) 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、村及び県は学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

##### (2) 生涯学習を通じた取り組み

本村における社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践機会の創出を図る。

#### 2. ボランティアの育成等

##### (1) 地域ボランティアの育成等

ボランティアの効果的な活動を実施するには、被災地内でのボランティアが必要であり、村及び社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

##### ①地域ボランティアの役割（初動期）

- ア) 被災地外からのボランティアの現地誘導
- イ) ボランティアの受付
- ウ) ボランティア組織の形成を支援

##### (2) 専門ボランティアの登録等

##### ①ボランティアの登録・把握

本村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物（被災宅地）応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下、専門ボランティアという。）を平常時から登録し、把握に努める。

##### ②専門ボランティアの防災研修等

村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修、訓練等に努める。

##### (3) ボランティアコーディネーターの養成

村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

### 3. ボランティア支援対策

#### (1) ボランティア支援の準備

村は村社会福祉協議会と連携してボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について、準備・指定しておくものとする。

#### (2) ボランティア活動の初動期支援

村及び村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるよう計画・整備しておくものとする。

#### (3) ボランティア相互間の連絡体制（ネットワーク化）

村及び村社会福祉協議会は、各自治会単位等によるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動支援を行なうものとする。

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行なえるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。

#### (4) ボランティア保険制度

県と連携して、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。また、村は、ボランティア保険の加入に際して保険料負担の支援を検討する。

## 第7節 海上災害予防計画

<b>部署・関係機関</b>	総務財政課、農林水産課 名護警察署、消防本部、第十一管区海上保安本部
----------------	---------------------------------------

### I 基本方針

船舶等の事故、大規模な災害若しくは危険物の流出によって災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関が緊密な連携を保ちながら相互協力体制のもとに人命や財産の保護、海上交通安全の確保及び危険物の特性に応じた消火・防除並びに沿岸住民に及ぼす被害の防止等を図る措置を講ずるためのものである。

### II 実施内容

#### 1. 漁港整備事業

##### (1) 漁港整備事業の実施

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

##### (2) 応急復旧体制の確保

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要となる人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

#### 2. 災害応急対策への備え

##### (1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

##### (2) 消防、救助体制の整備

県警察本部、名護警察署及び村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

##### (3) 油防除作業体制の整備

県及び村等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

##### (4) 訓練等

村、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

## 第3章 災害対策における事前措置

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

なお、村及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行い役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

## 第1節 避難誘導等計画

部署・関係機関	関係課、名護警察署
---------	-----------

### I 基本方針

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を予め確立する。

### II 実施内容

#### 1. 避難誘導計画

##### (1) 村の実施すべき対策

- ① 避難所の選定
- ② 避難所の開設及び運営方法の確立
- ③ 避難所の安全確保
- ④ 住民への周知
- ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- ⑥ 避難指示等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡窓口及び連絡方法等の整備
- ⑦ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成
- ⑨ 避難心得の周知（携帯品、その他の心得含む）

##### (2) 社会福祉施設や学校等、不特定多数の者が出入りする施設管理者の実施すべき対策

- ① 避難計画の作成
- ② 避難誘導體制の整備

#### 2. 避難所の整備

災害時の避難に備え、避難所の整備を図るものとする。

- ① 避難所は、学校、公園、公民館等の公共施設とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- ② 避難所として使用する建物は、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ③ 避難場所の選定に当たっては、洪水・高潮の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、危険箇所等災害の特性を考慮するものとする。
- ④ 避難所に適する施設が無いところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ⑤ 村内に適当な場所が無い場合は、県及び隣接市町村と協議して、避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- ⑥ 避難所の予定施設又は場所について、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

### 3. 避難場所等の指定

#### (1) 緊急避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを指定しておくものとし、円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知するものとする。

##### [避難場所指定の基準]

- ① 住宅密集地等の大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とまらない広さを確保すること。
- ④ 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。
- ⑤ 津波緊急避難場所については、短時間で移動が行える近隣の高台を指定するものとする。

#### (2) 避難所の開設及び運営方法

避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について各地区等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておくものとする。

### 4. 村長の危険区域における避難立退き先の指定

#### (1) 危険区域の指定

洪水、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を、指定しておくものとする。

#### (2) 避難場所及び避難経路の指定

危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

#### (3) 住家密集地における避難場所及び避難経路の指定

火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるため、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

■ 避難場所・避難所の設置基準

区分	分類定義	指定・整備	備考
指定緊急避難場所	広域避難場所 大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総面積 10ha 以上の公園、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること</li> <li>・収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人当たり 1 m<sup>2</sup>を確保して算定すること</li> </ul>	
	一時避難場所 広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ公園、緑地、団地の広場等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること</li> <li>・一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること</li> </ul>	
指定避難所	小規模災害時 火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等が現に被害を受けた者は又は受けるおそれのある者を、一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する所である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である</li> <li>・原則として自治会単位に指定設置する</li> <li>・耐震・耐火構造の公共建築物(学校、公民館等)を利用する</li> <li>・収容基準は、概ね 3.3 m<sup>2</sup>当り 1 人とする</li> </ul>	避難者の範囲：災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で緊急に避難する必要があるときを含む
	大規模災害時 地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。		
福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所	<p>指定避難所の整備事項に加え、下の全てを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている。</li> <li>・要配慮者が相談し、支援を受けられることができる体制が整備される。</li> <li>・主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される。</li> </ul>	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑地であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難場所に通じる道路又は緑道であること</li> <li>・震災時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難路にも配慮すること</li> </ul>	

区分	分類定義	指定・整備	備考
津波災害時の避難場所	指定緊急避難所 地震後急速に來襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。	・津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする ・3階以上の建物や高台等の高所で安全な場所を確保する	既存の建物や場所から高所を確認
	指定避難所 津波による災害から、避難者を安全に収容し保護するために必要な面積と施設を有する二次的の広域避難場所である。	・地形等、津波による安全性と生活機能を確認し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。	

■ 指定緊急避難場所一覧（屋外）

字名	名称	対象とする異常な現象				収容可能人数	所在地
		洪水	土砂災害	高潮	地震		
高江	高江小学校グラウンド	○	○	○	○	4,071	字高江 83-27
宮城	宮城区グラウンド	-	○	○	○	6,012	字宮城 184-1
	イノーガマ農村公園	-	○	○	○	1,202	字宮城 454-1
	魚泊農村公園	-	○	○	○	2,377	字宮城 599-1
川田	川田農村公園	○	○	×	○	2,692	字川田 1072-2
	東幼小中学校グラウンド	○	○	○	○	8,695	字川田 746
平良	東村宮グラウンド	-	○	×	○	12,433	字平良 550-2
	東村文化・スポーツ記念館	○	○	○	○	797	字平良 861-28
	東村村民の森 (屋外ステージ+イベント広場)	○	○	○	○	4,506	字平良 861-51
	宇出那覇農村公園	○	○	○	○	758	字平良 147
慶佐次	ふれあいひるぎ公園	-	○	×	○	6,703	字慶佐次 54-1
有銘	有銘幼小中学校グラウンド	-	○	×	○	6,220	字有銘 839-1
大宜味 村田港	大保ダム脇ダム横平場	×	○	○	○	3,550	

※想定収容人員は、1人あたり面積を1㎡として計算を行った。

■ 指定避難所一覧（津波緊急避難を除く）

字名	名称	所在地	面積(㎡)	収容可能人数
高江	高江公民館	字高江 98-1	363	110
	高江小学校	字高江 83-8	685	208
		小計	1,048	318
宮城	宮城公民館	字宮城 179-1	310	93
	東村東部地域交流館	字宮城 533-1	216	65
		小計	526	158
川田	川田公民館	字川田 788	480	145
	東幼小中学校	字川田 837	1,292	392

字名	名称	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数
	東村立山と水の生活博物館	字川田 61-1	1,330	403
	福地ダム地域防災センター	字川田 1105-108	252	76
		小計	3,354	1,016
平良	平良公民館	字平良 534	410	124
	東村営体育館	字平良 465	2,448	742
	東村文化・スポーツ記念館	字平良 861-28	797	241
	東村村民の森つつじエコパーク	字平良 766-1	2,490	755
	大保ダム地域防災センター (東村指定)	大宜味村田港 1357-18	187	56
		小計	6,332	1,918
慶佐次	慶佐次公民館	字慶佐次 19	433	131
		小計	433	131
有銘	有銘公民館	字有銘 818	421	128
	有銘幼小学校	字有銘 1	792	221
		小計	1,213	349
東村全体		合計	12,906	3,881

※想定収容人員は、1人あたり面積を3.3㎡(畳2枚分)として計算を行った。

※平良地区の住民は、大保ダム地域防災センターへの避難も可能となっている。

#### ■ 福祉避難所指定施設

避難所	所在地	TEL (0980)	FAX (0980)	面積 (㎡)	想定収容 人員(人)
東村保健福祉センター	字平良 804	43-2544	43-2548	761	230

#### ■ 津波災害時の指定緊急避難所

	危険予想区域	指定緊急避難所	その他事項
高江	なし		
宮城	1班 種苗管理センター 職員宿舎一帯	宮城公民館	
川田	1～5班 全域	川田公民館	
	全域	イーバル(上原)	
	6班 福地側河口の一部	屋ノ北原もしくは近辺の高台	
平良	1・2班 全域	上原・ハンタウイ	
	3班 全域	ニシミチ(もしくは近辺の高台)	
	6班 全域	マタキン(もしくは慶佐次方向高台)	
慶佐次	1～3班 全域	伊是名方向高台	
	4班 全域	東方向け高台	
	5・6班 全域	有銘方向高台	
有銘	本字 全域	本字団地高台	
	照久 全域	照久原(土地改良高台)もしくは本字団地高台	
	石田 全域	照久原(土地改良高台)	
	福地 全域	福地団地高台	

## 第2節 津波避難体制等の整備

部署・関係機関	関係課、関係機関
---------	----------

### I 基本方針

本村は、既存集落が海岸沿いに発展し、集落背面は急峻な山に囲まれた津波に対する防災上不利な地理的条件にある。村の避難所や避難場所の多くが標高の低い土地にあり、村民、漁業関係者、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化を推進する必要がある。

### II 実施内容

#### 1. 津波避難計画の策定・推進

##### (1) 対策

村は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

##### (2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

##### (3) 避難計画の留意点

###### ① 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、名護警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

###### ② 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、村職員、自主防災組織、民生・児童委員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

#### 2. 津波危険に関する啓発

##### (1) 対策

①村は、村民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ウ) 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

②普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する

- ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- オ) 広報誌
- カ) 防災訓練
- キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）
- ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

**（2）広報・教育・訓練の強化**

①津波ハザードマップの普及促進

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

②津波避難訓練の実施

津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

③津波防災教育の推進

村及び県は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の津波防災への理解向上に努める。

**3. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備**

**（1）危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備**

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

また、村及び県は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結び

つくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

## （2）監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

## （3）避難ルート及び避難ビルの整備

### ① 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

### ② 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

### ③ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

### ④ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

### ⑤ 津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

### 第3節 食料等備蓄計画

部署・関係機関	総務財政課、企画観光課
---------	-------------

#### I 基本方針

災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食料及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄する。

#### II 実施内容

##### 1. 食料の備蓄

本村人口の20分の1の7日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄する。

##### 2. 災害対策用食料の確保

村は、販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食料の調達に努める。

##### 3. 要配慮者に配慮した食料の確保

村は、要配慮者に配慮した食料の確保に努める。

##### 4. 生活必需品の備蓄

衣料品及び寝具等の生活必需品を災害被害予測に基づき、必要とされる種類や数量を備蓄・点検・補充する。

##### 5. 飲料水等の備蓄

災害時（特に地震）には、水道管路の破損等による一時的な断水が予想されるため、飲料水の備蓄に努めるとともに、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

##### 6. 医薬品及び衛生材料の備蓄

災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、村内各医療機関と連携し医薬品及び衛生材料の備蓄を図る。

##### 7. 備蓄倉庫等の整備と定期点検の実施

村は食料や医薬品、衛生材料及び生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るとともに、定期点検を実施する。

また、民間事業所等と災害時における必要な食料や物資の確保について、本村との協定の締結を進めるものとする。

##### 8. 住民の責務

住民は、災害時に備えてインスタントやレトルト、缶詰め等の応急食品及び飲料水7日分以上を個人において確保しておく。

■ 災害時に避難する際持ち出す品（非常袋）

食料、水（1人1日3ℓ）、ライター、缶きり、ナイフ、ロウソク、懐中電灯  
予備の電池、ラジオ、軍手、衣類、毛布、現金等、携帯電話、使い捨てマスク、消毒液

## 第4節 防災業務用設備等の整備計画

部署・関係機関	消防本部
---------	------

## I 基本方針

災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備の整備を図るとともに、平素より定期的な点検や性能調査を実施する。

## II 実施内容

## 1. 消防設備等の整備

本村の消防救急業務は、国頭地区行政事務組合消防本部（東村、国頭村、大宜味村）が担っている。消防用設備としては消防ポンプ自動車(水槽付)、救急車、指揮者、救助工作車、船舶などの配備、また各地区には消火栓、一部地域に防火水槽が設置されているが、日頃よりそれらの定期点検を実施するとともに整備の充実を図る。

(第2編 第1章第5節 火災予防計画を参照)

## 2. 救助用資機材の整備

## ■ 特殊機械器具保有状況（令和3年10月現在）

品名	数量	品名	数量	品名	数量
かぎ付はしご	1	チルホール	4	予備ボンベ	15
三連はしご	3	エンジンカッター	4	救命浮環	8
チェーンブロック	1	チェーンソー	7	潜水ヘルメット	17
救命索発射銃	0	鉄線カッター	4	ランチャー	3
化学防護服	6	送排風機	2	船外機	3
サバイバースリング	1	緩降機	1	ジェットスキー	1
スリングベルト	17	非常用発電機	3	救助艇	1
防毒マスク	5	携帯用発電機	7	クアドラノズル	16
アリゾナボーテックス	1	拡声器	5	ストップバルブ	8
ロープレスキューシステムキット	2	車両積載無線	16	G-FORCE ノズル	8
平担架	2	携帯デジタル無線	10	泡消火剤	3
バスケット担架	2	携帯アナログ無線	12	ホースカー	2
SKED ストレッチャー	2	車両移動器具（ゴージャック）	4	ガス測定器	3
フルハーネス	6	投光器	8	熱画像直視装置	2
シットハーネス	3	帯電手袋・長靴	15	放射線測定器	2
油圧ジャッキ	13	空気呼吸器	21	携帯用線量計	6
油圧スプレッター	1	予備ボンベ	30	ポータブル測深器	1
パワーユニット	1	安全帯	7	無人航空機（ドローン）	2
マンホール開閉器	2	潜水器具（BC）	9	空気充填機（バウアー）	1

資料：国頭地区行政事務組合消防本部

### 3. 通信施設及び設備の整備

災害情報を迅速に確実に収集及び伝達するため、東村防災行政無線の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各地区・隣接市町村・県・防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。

さらに、災害発生時に通信施設等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時における協力に関する協定等の締結を図る。

### 4. その他施設及び設備等の整備

水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ等の水防資機材、並びに被災した道路河川等の復旧工事に必要な土木機械等については、村内土木建築業者との連携により点検や充実化に努め、有事の際にその機能が適切に運用できるよう整備しておく。

## 第5節 交通確保及び緊急輸送計画

部署・関係機関	建設環境課、名護警察署、消防本部
---------	------------------

### I 基本方針

大規模災害発生時には、災害対策要員や負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

### II 実施内容

#### 1. 重要道路警戒のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに警戒できる体制を、沖縄総合事務局及び県、関係団体等の協力も得ながら整える。

#### 2. 緊急輸送基地の選定及び整備

災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。

また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

#### 3. 臨時ヘリポート等の確保

本村域内に臨時ヘリポートの指定や整備等、空からの輸送を確保することで、災害により孤立化した場合に備えるものとする。

#### 4. 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送を確保するための交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するために緊急通行車両の確認が必要となる。この場合、事前に届出を行ない届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。

よって、本村において有する車両を確認し、本計画の災害応急対策計画に基づき使用性が高い車両をリストアップし、事前届出を図るものとする。

#### 5. 輸送手段等の確保（応援協定）

村は災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行なえるよう、県内関係業界及び民間団体との間で応援協定を締結する。

#### 6. 緊急輸送活動関係

村及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に

支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

## 第6節 その他必要な措置

部署・関係機関	総務財政課、関係課、消防本部
---------	----------------

### I 基本方針

災害発生時に「第3編 災害応急対策」に記載する対策を迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進する。

### II 実施内容

#### 1. 資機材等の整備・点検計画

災害対策基本法及び災害救助法に定めるところにより、本村において必要な資機材及び備蓄倉庫等の整備・点検を図るものとする。

##### (1) 救助用資機材の整備

大規模な災害においては、倒壊家屋からの救助等、被災現場において救助用資機材を整備しておくことが救助救出に効果的であることから、地区等の自治会毎に救助用資機材の備蓄整備を推進する。

##### (2) 給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

救急車、救護・救助用機械器具等の現況及び整備方針は、国頭地区行政事務組合消防計画によるものとする。

#### 2. 救急体制及び資機材整備等の確立

本村の救急業務は、国頭地区行政事務組合消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、本村は、救急医療体制の整った県立北部病院等がある名護市まで遠距離にあることから、さらに高規格救急車の購入及び救急救命士の確保等の整備に努めるものとする。

現在、NPO法人MESHサポートにより、「ドクターヘリ」の運航が成され、本島北部地域の救急体制に大きな力となっているが、資金面の課題から限定的な運航であることから、継続的な運航が実現するよう支援に努めるものとする。

#### 3. 家屋被害調査の迅速化

災害による住宅被害を受けた際、迅速に家屋被害を調査し、生活再建支援金の支給を行うため家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努めるものとする。

#### 4. 災害廃棄物処理計画の策定

村は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」に基づき、「東村災害廃棄物処理計画（令和3年2月）」を策定した。計画の内容は定期的に見直しを図り、地域に即した運用に努める。

## 5. 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、村及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておくものとする。

## 6. 業務継続性の確保

村、県及び防災関係機関は実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及あいがいはいび計画の改訂等を行う。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- ① 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- ② 不動産登記の保全等

## 7. 複合災害への備え

村、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

